○外務省告示第二百九十六号

平成二十二年六月五日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における農業生産拡大及び生産性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　農業生産拡大及び生産性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億三千三百万円

3　署名者

日　本　側　廣木重之在アフガニスタン大使

国際連合食糧農業機関側　テケステ・ゲブレイ・テキイ在アフガニスタン代表

平成二十二年六月十六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百九十七号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条6の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条6の規定に従い、平成二十二年五月十三日に効力を生じた。

（平成二十二年五月二十八日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十二年六月十六日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅰの日本国の付表3の産品及びサービスの機関の表のそれぞれの2B群中、「独立行政法人国立がん研究センター」、「独立行政法人国立循環器病研究センター」、「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」、「独立行政法人国立国際医療研究センター」、「独立行政法人国立成育医療研究センター」及び「独立行政法人国立長寿医療研究センター」を加える。

○外務省告示第二百九十八号

平成二十二年六月七日にブジュンブラで、ブジュンブラ市内交通網整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ブジュンブラ市内交通網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十七億円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岩谷滋雄在ブルンジ大使

ブルンジ側　オーギュスタン・ンサンゼ外務・国際協力大臣

平成二十二年六月十六日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第九百二十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、地鶏肉の日本農林規格（平成十一年六月二十一日農林水産省告示第八百四十四号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十二年七月十六日から施行する。

平成二十二年六月十六日

農林水産大臣　山田　正彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年八月十五日以前に行われる地鶏肉の格付については、この告示による改正前の地鶏肉の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百二十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地鶏肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月十六日から施行する。

平成二十二年六月十六日

農林水産大臣　山田　正彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

地鶏肉の日本農林規格の一部を改正する件（平成二十二年六月十六日農林水産省告示第九百二十三号）附則の規定に基づき格付を行う場合における地鶏肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百二十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和五十二年十月八日農林省告示第千十五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十二年七月十六日から施行する。

平成二十二年六月十六日

農林水産大臣　山田　正彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前のハンバーガーパティの日本農林規格により格付の表示が付されたハンバーガーパティについては、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百二十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月十六日から施行する。

平成二十二年六月十六日

農林水産大臣　山田　正彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

後谷

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の

滋賀県甲賀市土山町鮎河

河川敷及び道路敷

字北山　一四九〇番及び一四九一番

一四九三番

一四九五番から一四九八番まで

一四九八番一

一四九九番

一五〇一番

一五〇三番及び一五〇四番

一五〇四番一及び一五〇四番二

一五〇五番

一六一八番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県甲賀市土山町鮎河

字辻垣外　一五一一番二　一号

一五二六番一　二号

二九六五番　五号

二九六一番　六号

一五二三番二　七号

一五二一番二地先水路敷　八号

字北山　三号

一五〇四番　四号

一五〇五番

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

狩山谷

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県大津市葛川中村町

字カリ山　五三番地先河川敷　一号

五二番地先道路敷　二号

五二番二地先里道敷　三号

五〇番　四号

五九番　五号

四五番二　六号及び七号

四五番三　八号及び九号

六三番　十号

五五番　十一号

五四番　十二号

九五番地先河川敷　十三号